

○児童発達支援管理責任者の実務経験(概要)

以下のいずれかの経験年数があり、かつ網掛け以外の事業・施設での実務経験が3年以上の者

支援対象	業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
○身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者 ○児童福祉法第四条第一項に規定する児童	相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務	① 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業(※)	3年以上		5年以上
		② 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設(※)			
	直接支援の業務 ①入浴、排せつ、食事その他の介護②その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)③その訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導、その他職業訓練又は職業教育に係る業務	③ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	5年以上		8年以上
		④ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設(※)			
		⑤ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)			
		⑥ 病院若しくは診療所において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格者※1に掲げる資格を有する者 (4) ①から⑤に掲げる施設等の従業者及び従業者としての期間が1年以上である者			
		※その他これらに準ずる事業(施設) (a) 指定(特定/障害児/一般)相談支援事業所 (b) 保健所・保健センター(乳幼児・児童又は障害児・者の業務に限る) (d) 区市町村障害者就労支援センター			
		① 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、その他これらに準ずる施設(※)	5年以上		10年から短縮
		② 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業(※)			
		③ 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所			
		④ 特例子会社、助成金受給事業所			
		⑤ 学校			
		※その他これらに準ずる事業 (1) 認証保育所(都及び他の自治体) (2) 自治体からの補助により実施されている子育て支援事業等			

※1 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士の資格に基づき(資格取得後に)、当該資格に係る業務に従事した期間が5年以上ある者

※2 有資格者とは、直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- (2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級(現:介護職員初任者研修)以上に相当する研修を修了した者
- (3) 保育士及び児童指導員任用資格者
- (4) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者

実務経験の詳細については東京都福祉保健局ホームページ内の「東京都障害者サービス情報」を御確認ください。

「東京都障害者サービス情報」(トップページ ⇒ 書式ライブラリー ⇒ A【児童福祉法に基づく障害児施設】指定申請書・変更届等 ⇒ 申請のご案内)内にある「児童発達支援・放課後等デイサービス指定申請マニュアル」(14ページから16ページ)

事業内容	担当部署	電話番号
児童発達支援・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援・障害児入所支援 児童発達支援センター	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 児童福祉施設担当	03-5320-4374

※世田谷区、江戸川区及び八王子市に所在する事業所につきましては、各区市に要件をご確認ください。
(令和2年7月以降は荒川区に所在する事業所も、荒川区に要件をご確認ください。)